

# 第11次沖縄県交通安全計画(案)の概要

## 【策定の趣旨】

国の交通安全基本計画に基づき、沖縄県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものである。  
(根拠:交通安全対策基本法第25条第1項)

【計画の期間】 令和3年度～令和7年度(5か年)

## 【基本理念】

### ①交通事故のない沖縄県を目指す

人命尊重の理念に基づき、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない「日本一交通安全な県」を目指す。

### ②人優先の交通安全思想

「人優先」の交通安全思想を基本とし、高齢者、障害者、子ども等の交通弱者の安全を一層確保する必要があるため、あらゆる施策を推進していき、交通弱者が社会的に自立できる社会を目指す。

### ③高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築 【新規】

高齢になっても安全に移動することができ、安心して移動を楽しみ豊かな人生を送ることができる社会の構築を目指す。

## これからの5年間(計画期間)において特に注視すべき事項

### ①人手不足への対応

自動化・省力化等の進展もみられる中で、安全が損なわれることのないよう、人材の質を確保し、安全教育を徹底する等の取組が必要。

### ②先進技術導入への対応

先進技術の導入に当たっては、人手不足の解決にも寄与することが期待できるが、安全性の確保を前提として、社会的受容性の醸成を進めることが重要。

### ③高まる安全への要請と交通安全

感染症を始め、自然災害の影響、治安等、様々な安全への要請が高まる中、確実に交通安全を図る。

### ④新型コロナウイルス感染症の影響の注視 【新規】

県民のライフスタイルや交通行動への影響と、これに伴う、交通事故発生状況や事故防止対策への影響を注視するとともに、必要な対策に臨機に着手する。

## 横断的に重要な事項

### ①先端技術の積極的活用

あらゆる知見を動員して、交通安全の確保に資する先端技術や情報の普及活用を促進する。また、交通事故原因の総合的な調査・分析の充実・強化を図る。

### ②救助・救急活動及び被害者支援の充実

負傷者の救命や被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実等を図る。また、交通事故被害者等に対する支援の更なる充実を図る。

### ③参加・協働型の交通安全活動の推進

国、県、市町村をはじめ地域の民間団体等連携の下、各種施策の計画段階から県民が参加できる仕組みづくり、参加・協働型の交通安全活動を推進する。

### ④経営トップ主導による自主的な安全管理体制の充実・強化

保安監査の充実・強化を図るとともに、運輸安全マネジメント評価の充実・強化。

### ⑤EBPMの推進 (EBPM: 証拠に基づく政策立案)

基盤となるデータの整備・改善に努め、多角的にデータを収集し、各施策の効果を検証した上で、より効果的な施策を目指す。

## 第1章 道路交通の安全

【目標(数値目標)】 ○年間の24時間死者数26人以下 ○年間の重傷者数357人以下 【新規】

### 【重視すべき8つの視点】

- ①高齢者及び子どもの安全確保
- ②歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ③飲酒運転の根絶 【新規・県独自】
- ④二輪車の安全対策の推進【新規・県独自】
- ⑤生活道路における安全確保
- ⑥先端技術の活用推進 【新規】
- ⑦交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ⑧地域が一体となった交通安全対策の推進

### 【講じようとする7つの施策】

- ①道路交​​通環境の整備  
生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備、  
高齢者等の移​​動手段の確保・充実など【新規】
- ②交通安全思想の普及徹底  
段階的かつ体系的な交通安全教育の推進、効果的な交通安全教育の推進、  
交通安全に関する普及啓発活動の推進など
- ③安全運転の確保  
運転者教育等の充実、運転免許制度の改善  
事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進など
- ④車両の安全性の確保  
車両の安全性に関する基準等の改善の推進、  
自動運転車の安全対策・活用の推進など【新規】
- ⑤道路交​​通秩序の維持  
交通指導取締りの強化等、暴走族等対策の推進  
交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
- ⑥救助・救急活動の充実  
救助・救急体制の整備、救急医療体制の整備  
救急関係機関の協力関係の確保等
- ⑦被害者支援の充実と推進  
自動車損害賠償保障制度の充実等、損害賠償の請求についての援助等、  
交通事故被害者等支援の充実強化

## 第2章 軌道交通の安全

【目標(数値目標)】 ○引き続き、乗客の死者数ゼロを目指す

【対策を考える2つの視点】 ①重大事故の未然防止 ②利用者等の関係する事故の防止

### 【講じようとする5つの施策】

- ①軌道交​​通環境の整備
- ②軌道交​​通の安全に関する知識の普及
- ③軌道の安全な運行の確保(保安監査の実施、運転士の資質の保持、  
安全上のトラブル情報の共有・活用など)
- ④救助・救急活動の充実
- ⑤被害者支援の推進 【新規】